

平成 31 年度

村政執行方針



猿払村

< 目 次 >

| | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| □はじめに | ----- | 1 ~ 2 |
| 1. 豊かな産業がある村 | | |
| ①水産業 | ----- | 3 |
| ②農林業 | ----- | 3 ~ 4 |
| ③商工業 | ----- | 4 ~ 5 |
| ④観光 | ----- | 5 |
| ⑤地域ブランド | ----- | 5 ~ 6 |
| ⑥基幹産業の進展と新産業の創造 | ----- | 6 |
| 2. 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村 | | |
| ①情報発信 | ----- | 6 |
| ②自然環境 | ----- | 7 |
| ③公共施設の配置 | ----- | 7 ~ 8 |
| ④住宅環境 | ----- | 8 ~ 9 |
| ⑤社会基盤 | ----- | 9 ~ 11 |
| ⑥消防・防災・交通安全 | ----- | 11 ~ 12 |
| ⑦医療・救急 | ----- | 13 ~ 14 |
| ⑧地域福祉 | ----- | 14 |
| ⑨高齢者福祉 | ----- | 14 ~ 15 |
| ⑩障がい者福祉 | ----- | 15 |
| 3. 心豊かでステキな人がいる村 | | |
| ①健康づくり | ----- | 15 |
| ②子育て・児童福祉 | ----- | 16 |
| ③教育・文化・スポーツ | ----- | 17 |
| ④国内外交流・村内交流 | ----- | 18 |
| ⑤地域コミュニティ・協働 | ----- | 19 |
| ⑥移住・定住 | ----- | 19 ~ 20 |
| ⑦人材育成 | ----- | 20 |
| 4. その他 | | |
| ①行政基盤 | ----- | 20 ~ 21 |
| □おわりに | ----- | 22 |

はじめに

平成31年第1回定例村議会にあたり、村政執行に臨む私の所信を申し上げ、村民の皆様をはじめ村議会議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

猿払村長として2期目の村政を担わせていただいてから、1年が過ぎました。

2期目にあたって、村づくりを進めるために3つの柱を掲げさせていただき、それぞれの具体的施策について、村民の皆様並びに村議会議員各位のご理解とご協力のもと、着実に進めることができているものと感じております。

本村は、管内や道内自治体と比較しても人口減少のスピードは緩やかではありますが、人口減少は確実に進んでおり、また高齢化社会の到来という変化が待ち受けているのも事実であります。

本村では、保健・医療・介護、子育て支援、教育、地域コミュニティ、防災対策のほか、今後次々と更新時期を迎える公共施設の維持管理など、多くの課題への対応を迫られている状況にあります。人口構造の変化は社会保障費の増加だけではなく、生産労働人口の減少やそれに伴う税収の減収などにもつながり、行政運営の危機的状況とも言える状況であります。

しかし、私たちは自然環境の厳しいこの地において、先人の知恵と努力を忘れず、人口減少が免れない社会情勢においても、今日の豊かな村を支える産業をこれからもしっかりと維持し、更なる展開を図ることが必要であります。これまで培ってきた産業や暮らしをしっかりと受け継ぎ、守り育て、高みを望みながら地域の諸課題に真正面から立ち向かい、将来にわたって輝き続ける「ふるさと猿払村」を創造するため、未来へ向かって挑戦を続けてまいります。

本年は「平成」最後の年となりますが、時代の潮流がどう変わろうと猿払村の将来のあるべき姿を実現していくためには、強い精神力と力強い行動力が必要であり、そのためにも村民皆様の村政への積極的な参画が必要であります。

私も勇気を持って村民の先頭に立ち、次代を担う若い世代が村に誇りと愛着を持ち、人への絆を大切にしながら輝き、幸せが実感できる村づくりを進めてまいります。

昨年、出入国管理法が改正され、本村においても第二次産業などにおける労働力不足から外国人材の受入れニーズが高まることが予想されます。

このことを踏まえ、共生社会の実現のため高齢者や障がい者、国籍などにかかわらず、多様な方々がこの村に定着し、活躍できる環境を引き続き整えてまいります。

少子化対策につきましては、高校や大学へ進学するための一助として村独自の奨学資金制度を創設したところでありますので、多くの方にご利用いただきたいと思いますと考えております。また、昨年度実施しました地域福祉計画の策定に向けたワークショップの結果報告を基に、子どもたちが自らの持つ可能性を最大限に引き出し、安心して健やかに育っていくことができるよう、遊び場の確保や通院支援など子育て環境の充実を図ってまいります。

また、国から選定を受けております地方版IoT推進ラボにつきましても、新産業の創出に向けたプロジェクトを進めておりますので、なるべく早い時期に皆様に提案できるよう準備を進めてまいります。

限られた経営資源の中で必要な施策を推進するためには、行政内部はもとより事業の効果検証を徹底し、必要な見直しを行っていかねばなりません。私は、引き続き村民一人ひとりの思いを大切にしながら、「誰にでも やさしい まちづくり」と共に、改めて「ゆりかごから墓場まで」の精神も念頭に置きつつ、行財政改革にも取り組んでまいります。

以下、施策の大綱を申し上げます。

1. 豊かな産業がある村

① 水産業

《安全操業と生産基盤の強化》

村の水産業は、資源管理型漁業であるホタテや毛ガニ、サケ・マスを中心に水揚げから加工・販売まで多くの村民が関わる基幹産業となっております。

安定した水産資源の確保と安全性や収益性の高い漁港整備に向け、関係機関と連携を進め、安定した操業が行えるよう取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 村内3漁港の基盤整備と安全操業の確保に向けた協議
2. 有害海獣(トド・アザラシ)駆除助成の継続
3. 海難事故防止活動の推進

《水産加工の強化と雇用確保》

本村の水産資源を代表するホタテにつきましては、国内需要はもとより、国外での取引も多い状況でありますので、輸出量の確保に向け、関係機関と連携してまいります。

その一方で、村内の水産加工業では人員の確保が深刻な問題となっておりますので、継続して関係機関と連携しながら雇用対策に取り組んでまいります。

【重点項目】

1. EU向け輸出サンプル調査の継続
2. 雇用対策への取り組み

② 農林業

《安定した農業経営の確立》

本村農業は、広大な土地を活かした草地型酪農を推進しており、その安定経営の確立には優良な自給飼料の確保が重要であることから、草地の更新等に係る経費を引き続き支援してまいります。

また、個別経営の補完施設となっている村営牧野の施設等については、増棟及び必要な維持補修を行い、預託事業の効率的な運営を行ってまいります。

【重点項目】

1. 国営事業ポロ沼地区の円滑な実施
2. 自給飼料増産に向けた草地整備の支援
3. 村営牧野施設の整備と運営

《酪農業の担い手確保》

農業後継者や新規就農者の確保については、次世代の酪農業の振興のみならず、地域の維持に直結する課題でもあります。担い手の確保に向けた取組みについて、関係機関と連携し対策を講じてまいります。

【重点項目】

1. 農業後継者及び新規就農者に対する支援
2. 担い手確保に対する支援

《良好な農村環境づくり》

日本型直接支払制度を活用した、農業者の自主的な活動による農村環境の整備を図るとともに、道営事業等を活用した農道整備を行ってまいります。

また、生活環境も含め鳥獣による農業被害が顕在化していることから、猟友会と連携し駆除等の対策を進めてまいります。

【重点項目】

1. 中山間地域等直接支払、多面的機能支払制度の取組み
2. 道営農道整備事業(防雪柵の設置)の実施
3. 有害鳥獣駆除対策の実施

《多様な森林整備の検討》

本村の森林は、水資源や生態系保持の役割を持ち、適正な管理が必要であることから、関係機関と連携しながら計画に沿った保全管理を進めてまいります。

【重点項目】

1. 村有林地の生育状況の把握
2. 分収造林地整備計画の実施
3. 無立木地への植栽の支援

③ 商工業

《企業や商店の維持・活性化》

経営者の高齢化や商店数の減少が著しい中、住民生活を支える商工業の振興が重要でありますので、経営基盤の強化と安定・活性化に向けた取組みを商工会と連携し進めてまいります。

【重点項目】

1. 経営改善普及事業、中小企業振興事業への支援
2. 中心市街地活性化に向けた協議
3. 起業家の掘り起こしなど商業活性化に向けた取組み

《村内消費拡大》

商工業の活性化に向けた、村内消費の拡大と購買意欲の向上のための取組みを商工会と連携し、展開してまいります。

【重点項目】

1. 「暮らし応援商品券」発行事業への支援

《従業員住宅の建設支援》

各産業分野においては従業員不足が深刻な問題でありますことから、従業員を確保するための住環境整備のため、支援を講じてまいります。

【重点項目】

1. 産業振興住宅建設奨励金制度の運用

④ 観 光

《観光交流拠点の機能向上》

本村の優れた自然環境や景観を生かした観光交流拠点の有効活用を促進するため、さるふつ公園の機能向上と景観の形成に向けた取組みを進めてまいります。

【重点項目】

1. さるふつ公園の景観整備
2. さるふつ公園の機能向上に向けた検討

《観光PR強化による認知度向上と誘客促進》

全国各地から観光客の誘引を図るため、旅行業界と一体となり誘客活動を継続的に展開するとともに、インバウンド観光も視野に、時代の潮流を捉えた対応と観光PR活動を他の市町や観光協会と連携し進めてまいります。

また、集客が期待される食のイベント等への参加を支援し、本村が誇る美味しい食材や地場産品の認知度の向上を目指してまいります。

【重点項目】

1. トップセールスによる全国からの誘客の促進
2. 関係機関との連携による食の魅力発信と地場産品の消費拡大

⑤ 地域ブランド

《新たな商品開発の体制整備と特産品のPR強化》

本村の基幹産業である、水産業と酪農業から生産される地域資源を有効活用し、付加価値を高める新たな商品の開発を進めるとともに、販路の創出・拡大に向けたPR活動を進めてまいります。

また、生産者や村内事業者との連携により地域ブランド力の更なる強化を目指し

てまいります。

【重点項目】

1. 新商品開発に向けた体制の充実及び食品研究機関との連携
2. インターネットを活用したプロモーションの強化

⑥ 基幹産業の進展と新産業の創造

《地方版 I o T 推進ラボの推進》

本村の基幹産業である漁業と酪農業の進展と安定化のためには、将来への設備投資への負担や労働力不足などの課題があることから、これらを踏まえた中で更なる生産性の効率化を図るため、計画の構成団体等と連携し I o T^(※1)技術や A I^(※2)技術を駆使したスマート産業の構築を推進するとともに、新たな農業分野への進出の可能性について、関係機関や専門家からの支援をいただきながら事業化について検討してまいります。

【重点項目】

1. 猿払村 I o T 推進ラボの推進に向けた各分野での事業等の検討及び実現

(※1)「I o T」とは、建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする仕組みをいう。

(※2)「A I」とは人工知能ともいい、言語理解や推論など人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したものをいう。

2. 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村

① 情報発信

《情報発信の充実と村外への積極的な情報発信》

まちづくりを進めるためには、村民への情報提供と情報共有が不可欠であり、その手段の中核となる「広報さるふつ」においては、村民が行政に関心を持っていただけるよう、わかりやすく魅力ある構成に努めてまいります。

また、村内外への情報発信の重要な役割を担っている村公式ホームページやフェイスブックの有効活用により、時代に対応した効果的な情報発信を進めてまいります。

【重点項目】

1. 「広報さるふつ」の紙面の充実と村民目線に立った情報の掲載
2. ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などによる、きめ細かな情報発信

② 自然環境

《海岸侵食対策及び河川維持の推進》

海岸保全対策につきましては、海岸侵食等の自然災害から人命や財産を守るため、背後集落の状況等を踏まえ、危険個所を重点とした浸食対策の取組みを海岸管理者である北海道に要望してまいります。

また、河口閉塞及び河川氾濫対策につきましては、近年頻発する集中豪雨に備え、日常的なパトロールの強化と併せ、河川洗掘箇所の築堤強靱化対策、また、恒久的な河口閉塞解消に向けた要望を河川管理者である北海道に行ってまいります。

【重点項目】

1. 知来別地区から浜鬼志別地区にかけての海岸浸食対策に関する要望活動の実施
2. 荒天時における海岸侵食危険個所のパトロールの実施
3. 鬼志別川・猿骨川・猿払川の河口閉塞対策に関する要望活動の実施
4. 猿払川(浅茅野市街地背後)の築堤整備の要望

《自然公園及び自然環境の保全・活用》

本村は、北オホーツク道立自然公園の中心部に位置しており、豊かな自然環境を次世代まで守っていくため、適切な維持管理をしてまいります。

【重点項目】

1. 北オホーツク道立自然公園の適切な維持管理

《地域全体で取組む環境意識の醸成》

自然環境と産業が密接な関係にある本村においては、村民一人ひとりの環境意識の向上が重要でありますことから、村民参加による清掃活動の実施とともに、地域や学校単位でのごみ拾いなど環境美化活動の支援、不法投棄防止に向けた啓発活動を行ってまいります。

また、村内には多くの貴重な動植物が生息・生育していることから、保護に向けた取組みを行ってまいります。

【重点項目】

1. 村民参加による前浜清掃の実施
2. 海岸漂着物(流木含む)の処理
3. イトウなど希少動植物の保護に向けた取組みの推進

③ 公共施設の配置

《公共施設の適正管理と有効活用》

多様化する村民ニーズに対応できるよう、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、将来的に必要となる更新費用や管理運営コストの削減を進める観点から公共施設等の保有総量の適正化を図り、公共施設等の維持修繕及び除

却の計画的な実行と併せ、施設の複合化を含めた統廃合の可能性について検討を進めてまいります。

【重点項目】

1. 個別施設カルテの更新による全庁的な施設管理の推進
2. 公共施設等に係る固定資産台帳の適正管理

④ 住宅環境

《公営住宅の整備と適正管理》

耐用年数の経過した公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期間にわたって良好な状態で使用できるよう改修工事を行うなど、快適性や安全性に配慮した適正な維持管理を継続してまいります。

また、耐用年数が過ぎ老朽化した公営住宅の建替えを進め、安全で良好な住宅環境を推進してまいります。

【重点項目】

1. 公営住宅解体工事の実施(鬼志別団地)
2. 公営住宅長寿命化改善工事の実施(苗畑団地)

《民間活力を活用した住環境の確保》

平成 24 年度から実施しております「民営賃貸住宅建設促進助成制度」の活用により、これまで 17 棟 68 戸が建設されましたが、今後の住宅需要の把握に努め民間活力による住環境の整備を促進してまいります。

【重点項目】

1. 「民営賃貸住宅建設促進助成制度」の推進

《持ち家取得支援や空き家対策の実施》

平成 26 年度から施行しております「快適な住まいづくり促進事業」につきましては、平成 30 年度を期限として実施してまいりましたが、長寿命や環境との共生など良質な住宅形成を促進する必要があることから、期限を撤廃し制度の普及促進に努めてまいります。

また、人口減少や高齢化に伴い、空き家対策が喫緊の課題となっていることから、景観、防犯、防災上への配慮や空き家の有効な活用策も含めた「空き家等対策計画」の策定準備を進めてまいります。

【重点項目】

1. 「快適な住まいづくり促進事業」の普及促進
2. 空き家等対策計画の策定準備

《宅地造成事業の実施》

浜鬼志別地区より、持ち家取得を希望される声が多く寄せられておりますことから、そのニーズに対応するため、公営住宅跡地での宅地造成事業を本年度から3か年計画で実施し、住宅環境の向上に努めてまいります。

【重点項目】

1. 浜鬼志別地区における宅地造成事業の実施

⑤ 社会基盤

《安全で機能的な道路網の整備と維持管理》

道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、また、通勤や通学・買物など生活する上でも必要不可欠なものでありますので、安全で円滑な交通の確保のため、適切な整備や維持管理を実施してまいります。

【重点項目】

1. 日常的な道路パトロールの実施
2. 道路整備及び補修工事の迅速な実施
3. 国道・道道・村道の各道路管理者による災害時に備えた連携強化
4. 国道・道道における車道の維持や防雪対策の強化、通学路の歩道除雪等に対する継続的な要望活動

《公共交通の利便性向上》

村内における公共交通体系につきましては、これまでも利便性向上のため適宜運行形態の見直しを行っておりますが、デマンドバスから天北宗谷岬線バスへの早朝便の乗継確保のため、福祉タクシーの運行時間の見直しを進めてまいります。

また、村内に理髪店がない状況から、通院支援事業の枠組みを活用し、ご家族による支援や単独での移動が困難な高齢者等を対象とした、村外への理髪店利用を目的とした輸送手段の検討を進めてまいります。

一方、天北宗谷岬線バスにつきましては、一部路線が国の補助事業により運行されておりますが、国の取扱方針の変更により本年10月より全路線が国庫補助対象外となり、多額の財政負担が生じることから、大幅な減便を実施せざるを得ない状況となっております。

運行回数の減便は、住民生活への影響が大きいことから、沿線自治体と鋭意協議を進めつつ、住民の合意形成に努めてまいります。

【重点項目】

1. 福祉タクシー等の利便性向上
2. 天北宗谷岬線バスの効率的な運行に向けた沿線自治体間での継続協議

《適切な上下水道の整備と維持管理》

安全・安心な水道水の供給は、快適な生活環境の確保に不可欠なものでありますので、水道管路情報の電子化を進めるとともに、施設機能の強靱化と老朽設備の更新による長寿命化に努めてまいります。

下水道につきましては、衛生的な生活環境の確保と公共的水域の保全に直結することから、集落排水処理施設並びに個別排水処理設備の効率的な汚水処理を推進してまいります。

また、下水道事業及び簡易水道事業につきましては、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等のため、平成 35 年度までの公営企業会計への移行が国から求められていることを踏まえ、固定資産台帳整備などの諸準備を進めてまいります。

【重点項目】

1. 村民の生活基盤(ライフライン)となる上下水道設備及び施設の適正管理
2. 老朽化した水道施設及び設備改修の計画的な実施
3. 個人住宅の新築や道路改修などに対応した上下水道施設の適正な整備
4. 水道管路等の電子化の実施
5. 下水道事業及び簡易水道事業における公営企業会計への移行準備

《情報通信基盤の安定的な稼働と維持管理》

昨年 9 月の全道的な長時間停電の際に「光ネットワーク施設」の電源供給が途切れ、住民に的確な情報伝達ができなかった教訓を受け、センター施設に発電設備を設置し、停電時においても必要な情報を伝達できるよう対策を進めてまいります。

また、現在の音声告知端末につきましても更新時期が迫っていることから、停電時においても使用可能な機種種の導入を念頭に検討を進めてまいります。

【重点項目】

1. 地域情報通信基盤施設の保守体制の充実と安定したサービス提供
2. 音声告知端末の更新に向けた検討

《ごみの減量化と適正処理の推進》

これまでも村民と行政が一体となり、ごみ分別による再資源化・減量化に取り組んでまいりましたが、今後も村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、環境負荷を減らした循環型社会の形成を目指してまいります。

本村の一般廃棄物最終処分場では、平成 10 年度の供用開始以来、「粗大ごみ」と「燃やせないごみ」を処分しております。このままで推移しますと、平成 36 年度には受入れの限界に到達する見込みでありますことから、新たな処分場の建設に向けた協議を進めるとともに、現処分場の延命に向けた取組みを行ってまいります。

【重点項目】

1. ごみ分別の徹底と適正な排出など、減量化に向けた啓発の実施
2. ごみステーションを含めたごみ処理施設の適正な維持補修

3. 新たな一般廃棄物処分場建設に向けた計画の策定

《新たなエネルギーの活用》

2015年12月に採択された「パリ協定」は150カ国以上の国際合意ではありますが、その中で地球温暖化は最も重要な環境問題と位置づけられ、これまで以上の取組みの強化が求められております。

本村は、風力やバイオガス発電の適地と一般的に認知されておりますが、送電線の空き容量不足により関係が難しいことから、新たなエネルギーの活用や省エネ機器の導入支援など、村民生活や活動などから排出される温室効果ガスの削減に向けて「猿払村地球温暖化対策地域協議会」を中心に取組みを進めてまいります。

【重点項目】

1. 新エネルギー活用に向けた検討
2. 地球温暖化防止に向けた啓発活動の実施
3. 新エネ・省エネ設備導入促進補助制度の継続・拡充

《合葬墓の建設》

少子化の影響や親族が遠方に居住しているなどの理由により、墓地や遺骨の管理を心配する声が寄せられたことから、これまでに行ったアンケートの調査結果を踏まえ、合葬墓の建設場所や管理方法等の検討を行ってまいりました。

本年度は詳細の調査設計を経て、合葬墓の建設に取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 合葬墓の建設

⑥ 消防・防災・交通安全

《消防体制の整備・充実》

村民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、消防団及び関係機関と連携して消防力の強化を図るとともに、消防関係車両や資器材の適正な維持管理を徹底してまいります。

また、消防の特性であります24時間勤務体制を最大限に活かし、医療・福祉関係機関と連携して、高齢者や災害弱者などに対するきめ細やかな支援にも努めてまいります。

更に、防火思想の普及啓発や消防行政に対する理解の向上を図るため、広報誌による広報活動を充実してまいります。

【重点項目】

1. 防火対象物及び高齢者世帯等の予防査察の実施
2. 水利(消火栓・防火水槽)の適正な維持管理と消火栓の新設
3. 消防広報「半鐘」の定期発行

4. 消防団積載車への小型動力ポンプの更新

《地域防災の充実》

自主防災組織を主体とした各地域での防災訓練の実施を推進するため、人的・金銭的支援を行い、地域防災活動をサポートしてまいります。

また、道の駅の中核施設であります「ふるさとの家」について、災害時における避難拠点として位置づけるべく指定管理者と協定を締結し、災害対応の強化に努めてまいります。

【重点項目】

1. 自主防災組織の防災力強化に向けた、災害備蓄品の更新及び防災訓練の実施に対する支援
2. 地域防災を担う人材育成の推進
3. 停電時における緊急情報伝達手段の検討の継続

《交通安全の推進》

村民や交通安全協会をはじめとした関係団体の不断の取組みにより、平成 19 年 8 月以降続いておりました交通事故死「0」が、残念ながら昨年 11 月 14 日に 4,097 日で途切れる結果となってしまいました。

今後は、気持ちを新たに交通事故死「0」を日々積み上げることを目指し、交通事故発生件数の減少や飲酒運転根絶のため、村民や関係団体と連携した啓発活動を行ってまいります。

【重点項目】

1. 春・夏・秋・冬の各季節における交通安全運動の実施
2. 新入学児童への街頭啓発の取組み
3. 子どもや高齢者の交通事故防止に向けた取組み
4. 交通安全大会の開催
5. 「飲酒運転根絶見回り隊(交通安全指導員会)」との連携

《防犯の推進》

防犯協会の活動を中心に、自治会等地域との連携により「犯罪のない安全で安心な地域づくり」を目標に、犯罪が起こらない環境づくりの取組みを継続してまいります。

【重点項目】

1. 防犯パトロール及び防犯診断の実施
2. 青少年スポーツの奨励と子どもを犯罪被害から守る取組みの強化
3. 高齢者等の詐欺被害防止の取組みと防犯広報活動の強化

⑦ 医療・救急

《自立した病院の経営基盤の確立》

村唯一の一次医療機関として、保健・福祉・消防、更には社会福祉法人猿払福祉会と連携を密にし、村民が住み慣れた地域で安心した生活ができる医療の提供に努めてまいります。

国保病院は、入院・外来ともに患者数が減少傾向にありますが、接遇や医療安全、技術の研修機会を確保することにより、医療や看護の質をより一層向上させ、身近な病院として村民に選ばれるよう、良質な医療サービスの充実に努めてまいります。

また、各種健診や予防接種事業を通じた定期的な来院を促し、疾病予防と収益拡大の両立を目指すとともに、新病院改革プランを一層推進し、将来に向けた持続可能な病院運営のあり方を検討してまいります。

【重点項目】

1. 医療・看護の質の向上(院内外での研修・勉強会、各種委員会活動)
2. 収入確保対策(事業所健診・特定健診・がん検診・予防接種などの継続)
3. 財務システムの更新
4. 新病院改革プランの推進

《地域医療体制の充実》

村民の健康を守るためには、村内外の関係機関との連携を図る中で病院としての役割を果たしていかなくてはなりません。

この役割を担っていくためには、将来に向け医師をはじめとした各医療技術者等人材の確保が最重要課題であり、引き続き旭川医大はもとより関係各機関との連携・協力により機能維持に努め、事業運営を進めてまいります。

【重点項目】

1. 人材確保対策(旭川医大等の出張医受入、名寄市立総合病院との医療連携、名寄市立大学・稚内高校等の医療職員養成校への協力依頼)
2. 医療職員養成修学資金の貸付

《救急救命体制の整備》

救急救命体制の充実は、村民の誰もが安心して暮らすための重要な要素の一つです。本村は広域な行政区域であることを考慮し、計画的な救急救命士の養成と継続的な研修・病院実習に取組み、村民の救命率向上を目指すとともに、救急現場では、適正かつ素早く医師の指示を仰げるよう、村国保病院との連携を強化してまいります。

また、お子さんを医療機関に受診させる際に、自動車の運転が不安であるとの声が保護者の方から寄せられておりますことから、乳幼児から中学生までのお子さんを対象とした「子ども救急事業」を開始し、村国保病院への受診に対する通院送迎を始めてまいります。

【重点項目】

1. 消防団や各事業所等での普通救命講習の開催
2. 道北ドクターヘリ及び名寄市立総合病院ドクターカーの有効利用
3. 「救急フェスタ」の継続開催
4. 高規格救急自動車の増車
5. 「子ども救急事業」の実施

⑧ 地域福祉

《地域共生社会の実現と地域ケア体制の充実》

すべての村民が地域とのつながりや生きがいを実感し、村民同士が助け合うことのできる地域づくりを進めるため、社会福祉協議会・関係機関・自治会と連携を取り、多様な福祉事業の展開や福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、保健・医療・介護などとの連携を図った地域包括ケアを推進し、村民が住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らせる体制の充実に取り組んでまいります。

更には、高齢者や障がい者を対象とした「共生型住宅」の建設につきまして、平成32年度の実施設計着手に向け、準備を進めてまいります。

【重点項目】

1. 社会福祉協議会への支援強化
2. ふれあいサロン等の小地域活動の展開
3. 成年後見支援センターの利用推進
4. ボランティア等と協働した取組みの強化
5. 共生型住宅建設に向けた具体的な検討の継続

⑨ 高齢者福祉

《高齢者の生活の充実》

高齢者自らが健康づくりに取り組める機会を提供するとともに、介護予防の推進に努め、地域で支えあう環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者や認知症を有する方などが、住み慣れた自宅で安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 医療・介護職員の連携の強化
2. 認知症初期集中支援チームの活動の推進
3. 地域ケア会議の開催
4. 生活支援体制整備の推進
5. リハビリ体操指導士の活動及び支援

《小規模多機能型居宅介護施設・地域交流施設の運営》

小規模多機能型居宅介護施設・地域交流施設「^{ららは一と}楽楽心」は、オープンから1年を

経過し多くのご利用をいただいておりますが、今後も高齢者の皆様が末永く安心して住み続けられるよう、一人ひとりに寄り添ったサービスを提供していくとともに、老若男女問わず誰もが気軽に交流できる施設づくりに努めてまいります。

【重点項目】

1. 小規模多機能型居宅介護施設・地域交流施設「^{ららはーと}楽楽心」の効率的な運営
2. 施設運営に向けた継続的な人材の確保

⑩ 障がい者福祉

《障がい者福祉サービスの充実と社会参加の促進》

障がい者の自立と社会参加を推進し、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かに暮らすことができる環境づくりに努めてまいります。

また、障がい者の福祉サービスの充実はもとより、村内で提供できる就労の場づくりや創作的活動、生産活動の機会の提供など、社会参加を促進させるための取り組みを進めてまいります。

【重点項目】

1. 障がい者支援団体への支援の継続
2. 経済的支援(交通費助成)など福祉サービスの充実
3. 精神障がい者の集いの場「たんぽぽ」の実施等による社会参加の促進
4. 「障がい者(児)の手引き」の更新による暮らしやすい環境づくりの推進

3. 心豊かでステキな人がいる村

① 健康づくり

《生活習慣病予防・母子保健事業など健康づくりの推進》

子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと健やかに暮らすことのできる村づくりを進めるため、各種健診の受診しやすい環境づくりや保健師・栄養士による訪問指導・相談を充実させた生活習慣病予防の推進などの健康増進事業に取り組むほか、妊産婦健診や乳幼児健診など母子保健事業の充実に努めてまいります。

【重点項目】

1. 各種健(検)診の受診率及び特定保健指導率の向上
2. 定期予防接種の円滑な推進
3. 母子手帳アプリ「さるっこ」の運用開始
4. 妊産婦への健診・通院費助成及び新生児への聴覚検診費用助成の継続実施
5. 地域自殺対策計画の推進とゲートキーパー養成事業の継続

② 子育て・児童福祉

《子育て世代への支援》

本村においても、女性の就労や世帯の小規模化など子育てを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、現状と課題の分析・整理を行った上で、平成32年度から5年間の期間とする「第2期猿払村子ども・子育て支援事業計画」の策定準備を進めてまいります。

また、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する様々な悩みなどにきめ細やかに対応するべく、保健師等が専門的な見地から相談支援を行い、母子保健や子育て支援サービスの一体的な提供を通じ、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び育児に関する包括的な支援を行う「猿払村子育て世代包括支援センター」を新たに立上げ、行政と保育所が緊密に連携し支援を進めてまいります。

【重点項目】

1. 第2期猿払村子ども・子育て支援事業計画の策定
2. 子育て世代包括支援センターによる事業展開

《多様な保育サービスの提供と地域や家庭での子育て支援環境の向上》

ここ数年は、働く女性の増加から保育所への入所率が増加傾向にあり、特に低年齢児の入所が増えている状況にありますが、子ども達が安心・安全に過ごせるよう、これからも充実した保育環境づくりに取り組んでまいります。

一方で、子育てが困難な家庭や支援を必要とする家庭も増えつつあり、発達の遅れや生きづらさを抱えた子どもも増加してきていることから、保育所における日常の個別支援や子育て支援センターにおける家庭支援を手厚くサポートしてまいります。

すべての子育て家庭への支援に社会全体で取り組むとともに、待機児童のない環境を維持することにより、将来の猿払村を担っていく子ども達を安心して子育てすることのできる地域を目指してまいります。

【重点項目】

1. 快適な保育環境の整備
2. 子育てが困難な家庭へのサポート
3. 妊娠期・乳幼児期・学童期と切れ目のない支援体制の充実
4. 子育てボランティアの拡大と学習会の充実
5. 民間企業に対する産前産後休暇や育児休業取得促進の働きかけ
6. 保育士の資質向上と人材の確保
7. 本年10月から実施予定の保育料無償化に向けた対応

③ 教育・文化・スポーツ

《子どもの教育の推進》

猿払村学校教育推進計画に基づき、「心豊かでステキな人がいる村」を基本理念に、基本目標「生きる力を身に付け、心身ともに健康で個性豊かな子どもの育成」を目指して学校教育を進めてまいります。

子ども達の確かな学力の定着と豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくりの推進のため、学校施設はもとより学習や生活面で支援が必要な児童生徒に対する特別支援体制の整備に努めるとともに、懸案である知来別小学校大規模改修事業については、補助採択の動向を見極め対応してまいります。

更には、平成 32 年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領への移行期間の最終年となることから、新たに教科化される外国語やプログラミング教育への対応について、教職員の研修会派遣と村内や各校での研修の充実に努めてまいります。

【重点項目】

1. 教育大綱の基本方針に基づく、新学校教育推進計画の推進
2. 教育指導員による教育課程・学習指導・生徒指導等における学校教育の技術的・専門的事項に関する指導充実
3. 村内全校へのコミュニティスクール導入による開かれた学校づくりの推進
4. 外国語指導助手(ALT)による小学校での外国語教育の推進
5. 猿払村奨学資金貸付制度による学業支援と人材育成

《生涯学習の推進》

一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に活かしていくことが可能となる「生涯学習社会」を目指し、心身ともに豊かな人生を送るため生涯学習・生涯スポーツの振興、更に次代を担う子ども達の活動支援を推進してまいります。

また、姉妹村提携をしておりますサハリン州オジョールスキイ村との学童相互交流事業や国内友好提携先である石川県内灘町との学童交流事業を展開し、コミュニティ能力や主体性、協調性等の「社会を生き抜く力」を育ててまいります。

読書活動の推進につきましては、引き続き図書室蔵書の充実に努め、移動図書館車や団体貸出事業等を展開し、読書習慣を身に付ける環境づくりに努めてまいります。

【重点項目】

1. 新社会教育推進計画に基づく、生涯学習施策の推進
2. 新子どもの読書推進計画に基づく、読書活動の推進

④ 国内外交流・村内交流

《国際交流の推進》

昨年度実施のオジョールスキイ村への学童訪問事業は、航路の運航が不透明であったことから特例として空路による訪問を行いました。本年度の受入事業についても航路再開の見通しが立っていないことから、予断を許さない状況にあります。

この交流事業は、航路による相互訪問を基本と考えておりますが、本年度の受入れにあたっては、オジョールスキイ村側の意向も十分に踏まえ対応してまいります。

安定的な航路の継続が前提となりますが、生徒達にとっては異なる文化に触れ、国際感覚を養う貴重な機会でありますので、この交流が長く継続できるよう取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 姉妹村であるサハリン州オジョールスキイ村からの学童訪問団の受入
2. 外国人技能実習生と村民との文化交流事業の充実

《国内交流の推進》

友好都市である石川県内灘町との交流事業計画に基づき、長きにわたり交流を続けていけるよう各種事業を展開してまいります。

特に、本年度より内灘町と本村の学童相互訪問事業が開始される運びとなり、本年度は内灘町の学童が来村する計画でありますことから、本村児童との有意義な交流が図られるよう事業を展開してまいります。

【重点項目】

1. スポーツ・文化活動を通じた、両町村の学童による交流事業の実施
2. 「内灘町民夏まつり」「さるふつ観光まつり」への両町村職員の派遣によるPR活動の継続実施

《東京都港区との連携事業の推進》

宗谷町村会と東京都港区との連携事業として、情報発信PR事業や地場製品の販路拡大などを通じ、経済交流や人的交流を促進してまいります。

【重点項目】

1. 港区との連携事業による経済交流・人的交流の推進

《村内交流の推進》

自治会連合会主催による「サークルボール大会」などにより、職業や年齢の異なる世代との地域間交流を進め、まちづくりの推進につなげていけるよう支援してまいります。

【重点項目】

1. 自治会連合会を主体とした村内交流の継続的な開催

⑤ 地域コミュニティ・協働

《地域コミュニティ活動の推進》

地域活性化を図るためには、人と人とのつながりが大切であり、地域の自主的なコミュニティ活動が推進されるよう、自治会におけるまちづくり活動に対して継続的な支援を行うとともに、地域と連携し活動の拠点となる地域集会施設の適切な維持管理を行ってまいります。

【重点項目】

1. 自治会連合会への活動支援
2. 自治会研修会等への参加に対する支援

《協働のまちづくりの促進》

協働のまちづくりの推進には、村民同士や村との情報の共有が必要不可欠でありますことから、村民が感じている課題の把握や村政に対する住民参画を図るため「まちづくり懇談会」を引き続き開催するとともに、各団体の集まりや事業等へ直接出向くなど、その声を村政運営に活かしてまいります。

【重点項目】

1. 「まちづくり懇談会」など広聴活動の充実

⑥ 移住・定住

《地域おこし協力隊の活動促進》

人口減少・少子高齢化に対応するための移住定住対策の一つとして、都市圏等より地域おこし協力隊員としての移住を受け入れており、新たな視点から村の資源発掘や魅力発信などの精力的な活動を行っております。

今後も隊員が地域で活躍できるよう、活動や定住に向けた支援を行ってまいります。

【重点項目】

1. 地域おこし協力隊の募集
2. 地域おこし協力隊への活動支援

《移住定住につながる体験等の充実と情報発信》

本村も人口の減少が続いていることから、その事態を打開すべく移住促進に取り組んでおりますが、その一環として「最北の村さるふつ味覚まるごとフェア」「最北の村さるふつ移住体験ツアー」の継続的な実施と併せ、「移住体験住宅」の有効活用により、村を直に感じていただくための移住体験・就労体験プログラムを提供してまいります。

これらの移住定住事業につきましては、本年度で5年目となりますことから、これまでの総括と検証を行い、今後の方向性について再検討してまいります。

【重点項目】

1. 「最北の村さるふつ味覚まるごとフェア」「最北の村さるふつ移住体験ツアー」の継続的な実施
2. 移住体験住宅の有効活用と事業所等との連携による体験プログラムの提供
3. 「移住ガイドブック」などを活用した積極的な情報発信

⑦ 人材育成

《未来を担う人材の育成》

教育の機会均等と社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的とした村独自の奨学資金貸付制度のほか、村内における就業の促進を図るため、指定業種に就職する方を対象に、学生時に借り受けた奨学資金の返済に対する支援を行ってまいります。

また、まちづくり人材育成事業の助成制度を有効に活用していただくことにより、地域の特性を生かした個性あるまちづくりと人材の育成を推進してまいります。

【重点項目】

1. 奨学金貸付制度による支援及びそのPR
2. 奨学金返還支援助成制度による支援及びそのPR
3. まちづくり人材育成事業の活用促進

4. その他

① 行政基盤

《行政組織の効率化》

来年4月施行の改正地方公務員法により「会計年度任用職員制度」が導入され、臨時非常勤職員の位置づけが明確化されることから、任用形態の整理や勤務条件の整備など諸準備を進めてまいります。

また、人事評価制度の適切な運用により、職員間でのコミュニケーションの活性化や組織・個人目標の明確化による組織マネジメントの強化を図り、職員の能力開発・人材育成にその効果を発揮できるよう、庁内で構成する運用検討委員会での検証や職員研修を重ね、精度の向上に努めてまいります。

【重点項目】

1. 会計年度任用職員制度導入に向けた準備
2. 人事評価制度の適切な運用
3. 定員管理計画に基づいた計画的な職員採用

《行財政基盤の健全化》

多様化する行政ニーズに対しては、事務事業の優先順位を明確にし、限られた財

源の中で施策の「選択と集中」を進めていかなければなりません。

特に、公共施設の老朽化に伴う維持改修など経常経費の増大が避けられない状況でありますことから、事務事業の検証と見直し(スクラップ・アンド・ビルド)を進め、住民本位の政策展開に努めてまいります。

また、「ふるさと納税(ふるさと寄附)制度」につきましては、ポータルサイトの複数利用や返礼品の提供事業者の協力による返礼品の安定供給、専門雑誌・Web動画などの広告手段の活用により、多くのご寄附を全国からいただくことができました。これにより、本村のPRはもとより地場産品の売上増による経済効果や、財政面からも自主財源の確保策として多大な効果が期待されることから、返礼品の提供事業者との連携により創意工夫を凝らし、魅力ある「ふるさとづくり」の形成のため、「ふるさと納税」における積極的な事業展開を進めてまいります。

【重点項目】

1. 行財政改革の推進
2. 「第7次猿払村総合計画」「猿払村地方人口ビジョン」「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗管理
3. ふるさと納税返礼品のラインナップの充実
4. ふるさと納税ポータルサイトの有効活用とWeb動画などの情報配信の充実

《広域行政の推進》

中心市である稚内市と管内町村で形成する宗谷定住自立圏において、平成28年度に「第2期宗谷定住自立圏共生ビジョン」が策定されており、稚内市との「定住自立圏形成協定」に基づく施策について、本村にとって利点が期待できるものについては積極的な参加を進めるとともに、近隣市町との連携を密にし、行財政運営の効率化を進めてまいります。

【重点項目】

1. 近隣市町との広域行政の推進

《職員住宅の整備》

平成14年度以降、職員住宅の新規建設を凍結し民間アパートへの入居などにより住宅を確保してまいりましたが、近年の新規採用職員のほとんどが村外出身者であることなどから、住宅の確保に苦慮する状況が続いております。

有能な人材確保の観点からも、良好な住宅環境の確保は行政運営上欠かせない要素でありますことから、職員住宅の新規建設を計画的に進めてまいります。

【重点項目】

1. 借上方式による職員住宅新規建設の計画的な実施
2. 既存職員住宅の計画的な長寿命化対策及び除却の実施

おわりに

以上、平成 31 年度における村政運営の基本的な考え方と主要施策について申し上げましたが、人口減少や高齢化社会という時代の中で、私たちは立ち向かっていかなければなりません。

少しでも人口減少を抑制するためには、基幹産業である漁業・酪農業の活力を維持していかなければなりませんし、何よりも母子保健・子育て・教育・医療・介護などの切れ目のない、包括的な施策に取り組んでいかなければならないものと考えます。

そして、4 年後には開村 100 周年を迎えることとなります。

これまでの猿払村の長い歴史の中で、先人たちが築き上げてきた活力ある猿払村を 10 年後、20 年後、そして 50 年後の子どもたちの未来にしっかりとつなげてまいります。

結びに、村民の皆様並びに村議会議員各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月 5 日

猿払村長 伊 藤 浩 一